

設楽町使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町条例第25号

設楽町使用料条例の一部を改正する条例

設楽町使用料条例(平成17年設楽町条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1中、下請等共同作業所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

設楽町使用料条例（平成17年設楽町条例第63号）新旧対照表

改正後							改正前						
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
単位：円							単位：円						
種類	区分	単位		金額	徴収の時期	備考	種類	区分	単位		金額	徴収の時期	備考
津具スポーツ広場	夜間照明施設	全灯	町内、町外 団体 1時間	3,300	許可を受けたとき	使用料は、利用開始日までに町長が指定する日までに納付しなければならない。	津具スポーツ広場	夜間照明施設	全灯	町内、町外 団体 1時間	3,300	許可を受けたとき	使用料は、利用開始日までに町長が指定する日までに納付しなければならない。
	洲山運動広場夜間照明施設	1面	町内、町外 団体 30分	280	許可を受けたとき			洲山運動広場夜間照明施設	1面	町内、町外 団体 30分	280	許可を受けたとき	
	弓道場・グラウンド・トレーニング室			無料				弓道場・グラウンド・トレーニング室			無料		
							下請等共同作業所	共同作業施設	1棟	年額	545,000	許可を受けたとき	